

第3期下妻市障害者計画

平成31年3月
茨城県下妻市

はじめに

本市では、平成21年3月に下妻市障害者プランを策定し、障害福祉施策を推進してまいりました。

この間、わが国では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行など、様々な法整備が進められ、障害福祉施策は大きな転換期におかれている状況です。一方で、少子高齢化や人口減少、核家族化、障害のある人や介護者の高齢化などにより、地域における課題は複雑かつ多様化してきております。

こうした社会の変化や国の新たな方向性に対応すべく、本市では、障害者基本法及び障害者総合支援法の本旨および上位計画となります「第6次下妻市総合計画」の基本目標や将来像を踏まえ、「第3期下妻市障害者計画」を策定いたしました。

本計画では、「ともに支えあう障害のある人にもない人にもやさしいまち」を理念に掲げ、障害の有無や社会的な背景などに関係なく、すべての人が社会の一員として包まれ支え合い、共に生きる社会を目指します。

計画の策定に当たりましては、市民アンケート、障害者関係団体や施設などからのヒアリング調査を実施し、生活実態や多様なニーズの把握に努めてまいりました。また、障害者関係団体、有識者などで構成される下妻市障害者計画策定委員会を開催し、幅広いご意見をいただきました。

今後、本計画に掲げる理念を実現するためには、市民の皆様をはじめ、関係機関や各団体の方々との連携や協働が必要であると考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました下妻市障害者計画策定委員の方々、アンケートにご協力いただいた市民の皆様、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成31年3月

下妻市長 菊池 博



目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画の趣旨	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本	3
(1) 計画の根拠と位置づけ	3
(2) 計画の対象者	3
(3) 計画の期間	4
(4) 計画の策定	4
(5) 計画の公表と推進	4
3 障害者福祉をめぐる制度改革の概要	5
第2章 障害のある人の現状と課題	9
1 市の現状	10
(1) 人口・世帯の動向	10
2 障害のある人の現状	11
(1) 障害者数の現状・推移	11
(2) 障害のある児童の教育	15
(3) 障害のある人の雇用・就労	18
(4) 障害者福祉アンケート調査	20
(5) 団体ヒアリング	25
第3章 計画の目標	29
1 計画の理念・基本視点	30
(1) 計画の理念	30
(2) 基本視点	30
2 基本目標・施策の方向	31
第4章 施策の展開	33
基本目標1 保健・医療の充実	34
基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	38
基本目標3 教育等の充実	49
基本目標4 雇用・就労の促進	53
基本目標5 社会参加の促進	56
基本目標6 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止	59
基本目標7 共生社会の構築	62

第5章 計画の推進..... 67

1 関連機関・団体等の連携・協力の推進 68
 (1) 庁内連携 68
 (2) 障害福祉圏域・国・県機関等との連携..... 68
 (3) 市内にある団体等との連携・協力 68
2 計画の進行管理 68

資料編..... 69

1 計画策定の経過 70
2 下妻市障害者計画等策定委員会設置要綱 71
3 下妻市障害者計画等策定委員会委員名簿 73

第1章 計画の考え方

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

本市では、障害者に関する総合的な施策を、障害者基本法に基づく「下妻市障害者プラン ー下妻市障害者計画ー 」として包括的に体系化し推進してきました。

平成 21 年 3 月に期間 10 年の計画として策定された（第 2 期）下妻市障害者プランの策定以降、国においては第 3 次及び第 4 次障害者基本計画、茨城県においては、第 1 期及び第 2 期新しいばらき障害者プランが策定され、それぞれの計画の中で、障害者施策に関する新たな方向性が示されています。また、平成 30 年度からの 10 年間を見据え、新たなまちづくりの方向性を示す本市の最上位計画～第 6 次下妻市総合計画～では、「誰もが健やかに暮らせる『安心なまち』」がまちづくりの目標 1 に設定されました。

(2) 計画策定の趣旨

この度、（第 2 期）下妻市障害者プランが最終年度である平成 30 年度を迎えたことから、後継計画となる本計画～第 3 期下妻市障害者計画～を新たに策定します。

策定にあたっては、第 6 次下妻市総合計画が示すまちづくりの方向性のもとで、国や県の計画が示す新たな障害者福祉施策や共生社会の実現に向けた取組みの反映を図ります。

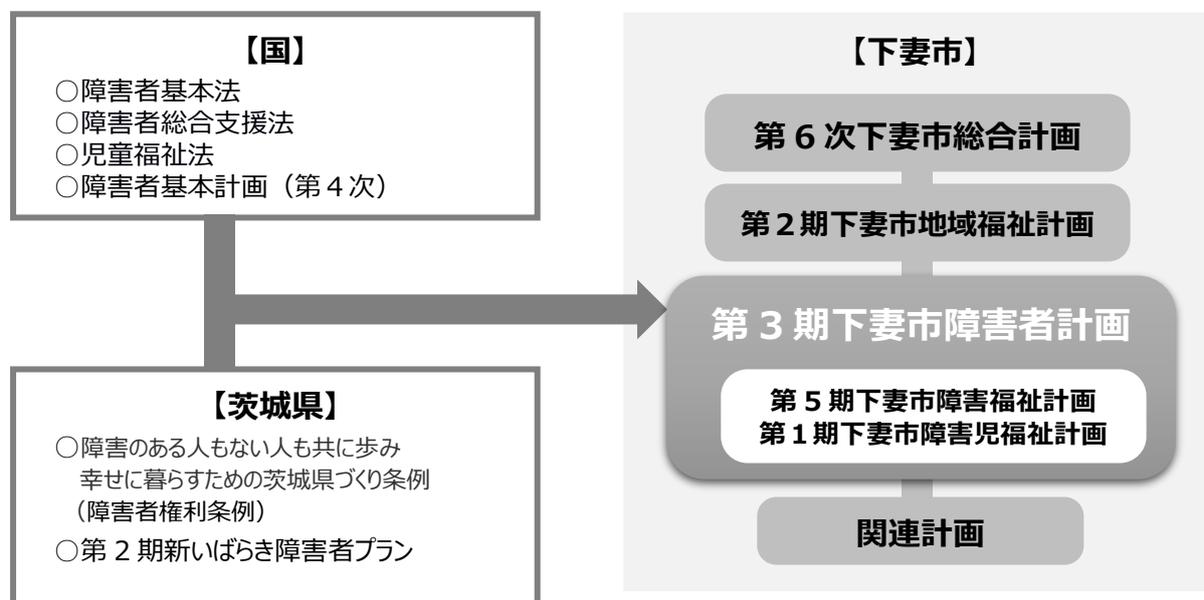
なお、近年、めまぐるしさを増している障害者福祉等に関する制度改革に的確に対応するため、本計画では計画期間を 5 年としました。

2 計画の基本

(1) 計画の根拠と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、第6次下妻市総合計画が示すまちづくりの目標「地域共生・社会福祉の推進」に沿って、関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

また、本計画は、障害者総合支援法第88条並びに児童福祉法第33条の20に基づいて平成30年3月に策定された「第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画」の障害福祉サービスの内容を含んだ計画です。



(2) 計画の対象者

本計画における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1項に定義された、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害¹を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障害²や難病により生活上の支障がある人も含みます。

また、本計画は、障害のある人・ない人が分け隔てなくともに生きる「共生社会」を目指した計画です。従って、計画の当事者は全ての市民です。

¹ 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害をいう。

² 高次脳機能障害：事故などによる外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情など、いわゆる「高次」の脳の機能が損なわれる障害のこと。

(3) 計画の期間

計画策定の趣旨で述べたとおり、新たな障害者制度に的確に対応できるよう、本計画の期間は第2期計画の10年から半減させ、平成31（2019）年度から2023年度までの5年間とします。また、計画期間中に社会経済情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて計画全体についても見直しを行うこととします。

	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	新元号 2年度 (2020)	新元号 3年度 (2021)	新元号 4年度 (2022)	新元号 5年度 (2023)
下妻市障害者計画	第2期	第3期				
下妻市障害福祉計画	第5期			（第6期）		
下妻市障害児福祉計画	第1期			（第2期）		

(4) 計画の策定

本計画については、障害のある人のみならず、計画の当事者である全ての市民のご意見を適切に計画に反映させるため、以下の体制と内容で策定にあたりました。

- 下妻市障害者計画策定委員会の設置および委員会による計画の審議
- 庁内関連部課調査
- 障害福祉に関する市民アンケート調査および団体ヒアリング調査の実施
- 第3期下妻市障害者計画（素案）に関するパブリックコメントの実施

(5) 計画の公表と推進

本計画は、要旨を市民に公表します。また、計画策定後、進捗状況の点検と評価を行い、着実な計画の進行・施策の実施を図ります。

3 障害者福祉をめぐる制度改革の概要

平成 23 年の改正により、障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）」の実現を目指すことが明記されるとともに、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限の要因として「社会的障壁」という概念も盛り込まれました。

これらの考え方を踏まえ、障害者（児）の基本的な人権の確保や差別の禁止などに向け、関係する法律や制度、計画等が次のとおり整備されてきました。

児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月）

本改正により、障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また通所支援の実施主体が市区町村となりました。

障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに、障害者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障害者に対する保護、擁護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障害者への虐待防止等に関する施策の促進が図られることとなりました。

障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）

地域社会での共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じるため、従来の障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとするのが明記された本法律が施行されました。

本法律により、従来の「障害程度区分」は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められるとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が実施されました。

更に「制度の谷間」を埋めるため、障害者（児）の定義に政令で定める難病³等が追加され、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となりました。

障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月）

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、障害者就労施設が供給する物品等に対する需要の増進等を図るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品などの調達を推進するよう、必要な措置を講ずることを定める本法律が施行されました。

³ 難病：「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年 5 月公布、27 年 1 月施行）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定義され、平成 29 年 4 月時点で 330 の難病が医療費助成対象に指定されている。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告知される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野での障害者に対する差別を禁止するための措置および精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること（施行は平成 30 年 4 月）等を内容とするもので、本法律に基づいて「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました。

障害者基本計画（第 3 次）の策定（平成 25 年 9 月）

第 3 次計画では、計画期間の見直し（平成 25 年度からの 5 年間と従来から半減）、障害者基本法（平成 23 年改正）を踏まえた施策の基本原則の見直し（①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調）、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重の明記がなされました。

また、施策分野の新設（「安全・安心」、「差別の解消」、「行政サービス等における配慮」）と既存分野の施策の見直し、成果目標の設定、計画の推進体制の強化なども行われました。

障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

本条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等を規定する、障害者に関する初めての国際条約です。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 4 月）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しを行うことを目的とした法律です。

難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入をあてることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査および研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるための法律です。

障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 8 月）

発達障害者への支援の充実を図るために、発達障害および社会的障壁の定義の改正、発達障害者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に対応できるようにするための体制の整備等が進められることになりました。

障害者基本計画（第 4 次）の策定（平成 30 年 3 月）

第 4 次計画では、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としました。

また、施策分野では、「防災、防犯等の推進」及び「教育の振興」が各論として独立し、第 3 次計画での「情報アクセシビリティ」が「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」とされるなど、意思疎通のための ICT⁴の活用が強く方向付けされています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成 30 年 4 月）

障害のある人が希望する地域での生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障害福祉サービスの新設や、障害児支援に関するニーズの多様化にきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、更に障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障害児福祉計画の策定の義務化等が規定されました。

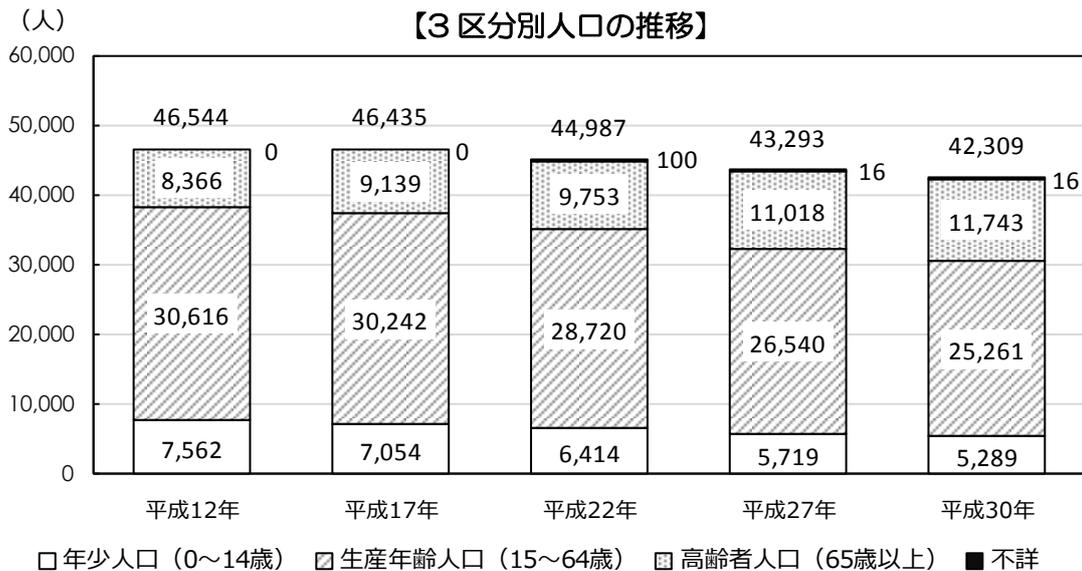
⁴ ICT: Information and Communication Technology の頭文字をとったもの。「情報通信技術」と訳され、狭義では、紙の教科書を通じた情報入手が困難な障害者等にむけたデジタル教科書などを実現するための技術のこと。

第2章 障害のある人の 現状と課題

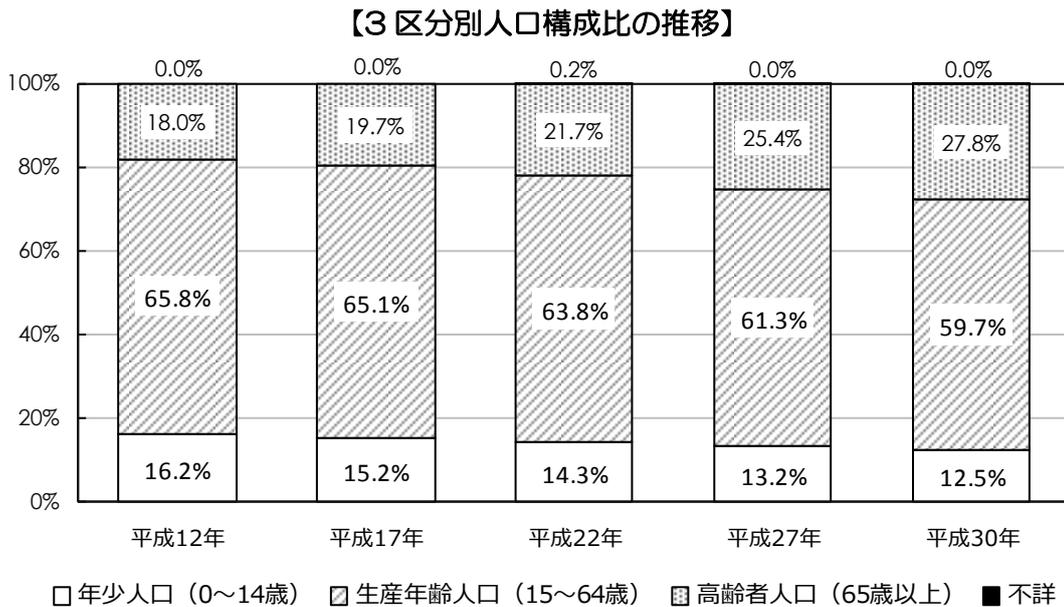
1 市の現状

(1) 人口・世帯の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、平成30年10月1日時点で42,309人となっています。年齢3区分別の構成比における高齢者人口の割合（高齢化率）が増加にある一方で、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少が続いています。



資料：国勢調査（平成12年～27年） ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値
茨城県常住人口調査（平成30年） 各年10月1日時点



資料：国勢調査（平成12年～27年） ※平成17年までは旧下妻市と千代川村の合計値
茨城県常住人口調査（平成30年） 各年10月1日時点

2 障害のある人の現状

(1) 障害者数の現状・推移

① 身体障害者手帳所持者

本市の平成30年の身体障害者手帳所持者数は1,397人で1級が最も多く498人(35.6%)、次いで4級が284人(20.3%)を占めています。

平成25年と平成30年を比較すると、全ての等級で所持者は減少しており、全体では142人(9.2%)の減少となっています。等級別では人数、割合とも2級が58人(20.4%)の減少で最も大きくなっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

等級	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	518	541	563	553	587	498
2級	284	286	289	275	267	226
3級	255	268	271	260	262	235
4級	308	316	323	323	319	284
5級	72	71	76	75	75	66
6級	102	100	108	100	95	88
合計	1,539	1,582	1,630	1,586	1,605	1,397

資料：福祉課（各年3月31日時点）

障害の種類別で見ると、平成 25 年以降の各年とも肢体不自由が最も多く、平成 30 年は 730 人 (52.2%)、次いで内部機能障害が 458 人 (32.8%) を占めています。

平成 25 年と平成 30 年を比較すると、内部機能障害以外で所持者数は減少しています。減少数では肢体不自由が 99 人、減少割合では音声・言語・そしゃく機能障害が 33.3%でそれぞれ最も大きくなっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

障害種類	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
視覚障害	92	93	100	92	86	73
聴覚・平衡機能障害	150	148	152	141	137	126
音声・言語・そしゃく機能障害	15	13	16	15	16	10
肢体不自由	829	855	869	835	841	730
内部機能障害	453	473	493	503	525	458
合計	1,539	1,582	1,630	1,586	1,605	1,397

資料：福祉課 (各年 3 月 31 日時点)

年代別にみると、平成 30 年は 65 歳以上が 968 人 (69.3%)、次いで 18～64 歳が 410 人 (29.3%) を占めています。

平成 26 年と平成 30 年を比較すると、全ての年代で所持者数は減少しています。減少数は 18～64 歳と 65 歳以上が共に 91 人ですが、減少割合は 18～64 歳が 18.2%、65 歳以上が 8.6%となっています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

年代	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
18 歳未満	28	22	22	22	20	19
18～64 歳	1,511	501	494	468	448	410
65 歳以上		1,059	1,114	1,096	1,137	968
合計	1,539	1,582	1,630	1,586	1,605	1,397

資料：福祉課 (各年 3 月 31 日時点)

② 療育手帳所持者

本市の平成 30 年の療育手帳所持者数は 380 人で、区分別で B が最も多く 107 人 (28.2%)、次いで A が 102 人 (26.8%)、C が 91 人 (23.9%)、㊤が 80 人 (21.0%) となっています。

平成 25 年と平成 30 年を比較すると、全ての区分で所持者数は増加しており、合計では 68 人(21.8%)の増加となっています。区分別では、C が 32 人(54.2%)の増加で、人数・割合とも最も大きくなっています。

■区分別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
㊤	75	76	77	79	79	80
A	87	90	93	93	98	102
B	91	90	97	102	110	107
C	59	65	67	78	87	91
合計	312	321	334	352	374	380

資料：福祉課（各年 3 月 31 日時点）

年代別にみると、平成 30 年は 18～64 歳が 262 人 (69.0%)、次いで 18 歳未満が 89 人 (23.4%) を占めています。

平成 25 年と平成 30 年を比較すると、各年代とも所持者数は増加しています。増加数では 18～64 歳の 33 人、増加割合では 65 歳以上の 70.6%が最も大きくなっています。

■年代別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

年代	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
18 歳未満	66	69	72	84	92	89
18～64 歳	229	234	240	244	255	262
65 歳以上	17	18	22	24	27	29
合計	312	321	334	352	374	380

資料：福祉課（各年 3 月 31 日時点）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

本市の平成 30 年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 220 人で、等級では 2 級が 142 人 (64.5%)、次いで 3 級が 63 人 (28.6%)、1 級が 15 人 (6.8%) を占めています。

平成 25 年と平成 30 年を比較すると、1 級が減少していますが、2 級と 3 級は増加しており、合計では 76 人 (52.8%) の増加となっています。増加数では 2 級の 49 人、増加割合では 3 級の 103.2% が最も大きくなっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

等級	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
1 級	20	19	17	22	17	15
2 級	93	110	107	117	122	142
3 級	31	46	47	65	67	63
合計	144	175	171	204	206	220

資料：福祉課 (各年 3 月 31 日時点)

年代別にみると、平成 30 年は 18~64 歳が 194 人 (88.2%) を占めています。

平成 26 年と平成 30 年を比較すると、増加数では 18~64 歳の 38 人で最も多く、次いで 65 歳以上が 8 人となっています。18 歳未満は一桁であることから、18~64 歳の増加は、この年代となって初めて手帳を持たれたことがうかがえます。

■年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

年代	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
18 歳未満	2	3	1	2	2	4
18~64 歳	142	156	158	187	185	192
65 歳以上		16	12	15	19	24
合計	144	175	171	204	206	220

資料：福祉課 (各年 3 月 31 日時点)

(2) 障害のある児童の教育

① 特別支援学級

本市で平成30年に特別支援教育を実施している普通学校の学級数は、小学校25学級、中学校14学級で、小学生124人、中学生77人が通級しています。

各学校には、小学校9人、中学校3人の特別支援コーディネーターが配置され、校内の支援体制づくりや児童・生徒の個別の支援計画、指導計画作成等の事業にあっています。

■小学校の特別支援学級数と児童数の推移 (単位:学級、人)

等級	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	学級数	児童数										
言語	2	11	2	14	3	16	3	15	3	12	3	13
情緒障害	11	39	11	47	11	50	12	50	12	63	13	70
知的障害	8	34	8	36	9	41	10	47	10	47	9	41
合計	21	84	21	97	23	107	25	112	25	122	25	124

資料：学校教育課（各年5月1日時点）

■中学校の特別支援学級数と生徒数の推移 (単位:学級、人)

等級	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	学級数	生徒数										
情緒障害	5	20	5	24	4	21	4	18	4	26	7	38
知的障害	4	19	4	25	5	29	6	33	7	32	7	39
合計	9	39	9	49	9	50	10	51	11	58	14	77

資料：学校教育課（各年5月1日時点）

② 特別支援学校

平成 30 年に下妻特別支援学校に通学する小学部、中学部、高等部の児童・生徒は合わせて 9 人います。平成 25 年と平成 30 年を比較すると、小学部は 1 名増加、中学部は変わらず、高等部は 2 名減少しています。

一方、平成 30 年に結城特別支援学校に通学する小学部、中学部、高等部の児童・生徒は合わせて 56 人います。平成 25 年と平成 30 年を比較すると、小学部と中学部は変わらず、高等部は 15 人増加しており、合計でも 15 人（36.6%）の増加となっています。

■下妻特別支援学校に通う下妻市内在住の児童・生徒数の推移 (単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
小学部	3	5	4	4	3	4
中学部	3	1	1	2	3	3
高等部	4	2	2	2	1	2
合計	10	8	7	8	7	9

資料：下妻特別支援学校（各年 5 月 1 日時点）

■結城特別支援学校に通う下妻市内在住の児童・生徒数の推移 (単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
小学部	18	15	13	13	12	18
中学部	10	9	12	12	13	10
高等部	13	13	14	19	21	28
合計	41	37	39	44	46	56

資料：結城特別支援学校（各年 5 月 1 日時点）

平成 24 年度から平成 29 年度に特別支援学校高等部を卒業した生徒（下妻市民のみ）の進路をみると、下妻特別支援学校では、進学が 1 人、施設通所が 2 人、在宅が 1 人となっています。結城特別支援学校では、施設通所が 20 人（76.9%）、就労が 6 人（23.1%）と、施設通所が多くなっています。

■下妻特別支援学校卒業生（市内在住の方）の進路 （単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
進学	0	0	0	1	0	0
就労	0	0	0	0	0	0
施設入所等	0	0	0	0	0	0
施設通所等	0	1	0	0	0	1
在宅	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	1	0	1

資料：下妻特別支援学校（各年 5 月 1 日時点）

■結城特別支援学校卒業生（市内在住の方）の進路 （単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
進学	0	0	0	0	0	0
就労	0	1	1	0	1	3
施設入所等	0	0	0	0	0	0
施設通所等	2	3	3	5	3	4
在宅	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	2	4	4	5	4	7

資料：結城特別支援学校（各年 5 月 1 日時点）

(3) 障害のある人の雇用・就労

ハローワーク下妻管内（下妻市・八千代町）の障害のある人の企業雇用状況は次のとおりです。

① 職業紹介状況

平成 24 年度から平成 29 年度まで、管内の障害のある人の新規求職申込件数は概ね 70 件台を中心に推移しています。一方、この間の就職者数は申込み件数の半数以下となっています。求職登録者数は 3,000～4,000 人台で増減しています。

■新規求人件数、就職者数、求職登録者数の推移 （単位：件数、人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規求職申込件数	62	92	76	78	78	75
就職者数	31	43	41	27	30	29
求職登録者数	3,094	3,481	3,949	4,166	3,455	3,728

資料：ハローワーク下妻（各年度末時点）

② 民間企業雇用率達成状況

平成 29 年度における管内の法定雇用率⁵対象企業数は 30 社です。このうち、法定雇用率を達成している企業数は 17 社で、雇用率は 1.84%、達成企業の割合は 56.7%となっています。

なお、平成 29 年度においては、常用労働者が 50 人以上の企業が対象で、法定雇用率は 2.0%でした。平成 30 年 4 月 1 日からは、それぞれ 45.5 人以上、2.2%となっていますが、更に、平成 33 (2021) 年 4 月までには、43.5 人以上、2.3%に変更されることになっています。

■新規求人件数、就職者数、求職登録者数の推移 (単位：企業、人、%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
企業数	32	31	32	30	30
法定雇用率対象労働者数	4,575.5	4,630.0	4,325.0	4261.5	3,882.5
障害者数	75.5	72.5	70.0	66.5	71.5
雇用率	1.66	1.57	1.62	1.56	1.84
雇用率達成企業数	20	16	19	16	17
達成企業の割合	62.5	51.6	59.4	53.3	56.7

資料：ハローワーク下妻（各年 6 月 1 日時点）

⁵ 法定雇用率：障害者雇用促進法第 43 条により、民間企業、国、地方公共団体はその規模に対して一定の割合の障害者を雇用する義務があります。政令により定められたこの割合が法定雇用率です。

(4) 障害者福祉アンケート調査

本計画の策定にあたって、市民の方々に下妻市の障害者福祉についてのご意見を伺いました。調査の概要と主な調査結果は次のとおりです。

【調査の概要】

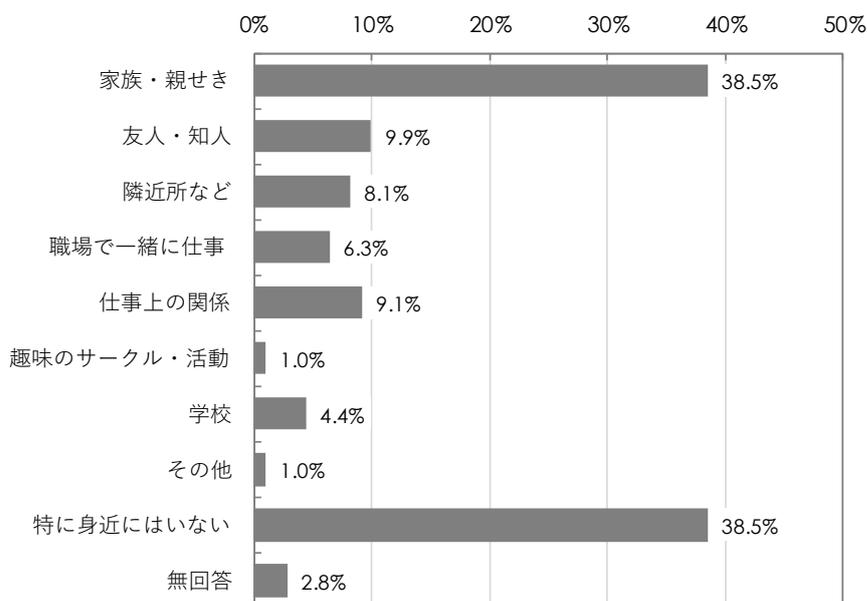
項目	内容
対象者	市内在住の18歳以上の市民 1,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による配付、回収
実施時期	平成30年8月16日(木)～9月7日(金)
回収結果	<ul style="list-style-type: none"> ・回収数 506 ・有効回収数 504 ・有効回収率 50.4%
調査内容	1. ご自身のことについて 2. 障害者福祉について 3. 福祉のまちづくりについて

【主な調査結果】

① ご自身のことについて

■障害のある人が身近にいるか。(複数回答 回答者総数：504人)

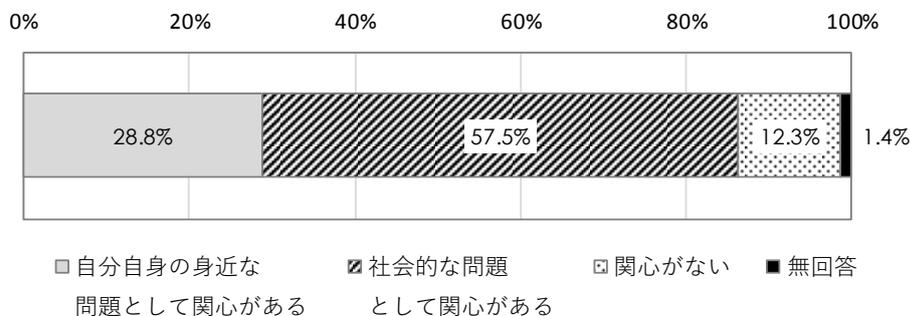
「家族・親せき」が38.5%と最も多くなっていますが、「特に身近にはいない」との回答も同数います。



② 障害者福祉について

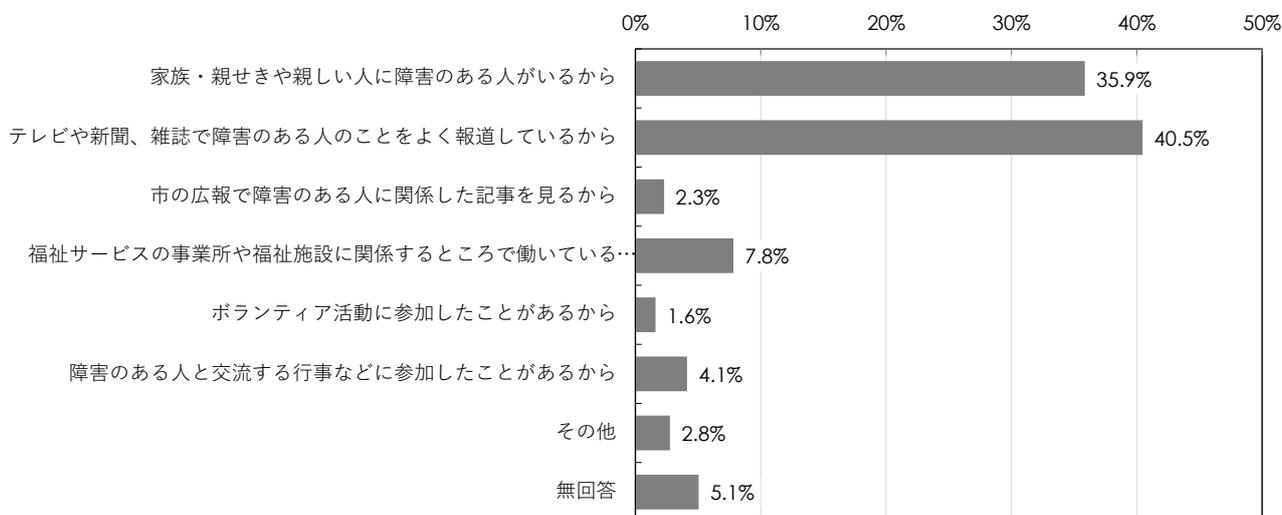
■障害者福祉に関心があるか。(単数回答 回答者総数：504人)

「社会的な問題として関心がある」が 57.5%、「自分自身の問題として関心がある」が 28.8%で、合わせると 86.3%と 9 割近い人が関心をもっています。



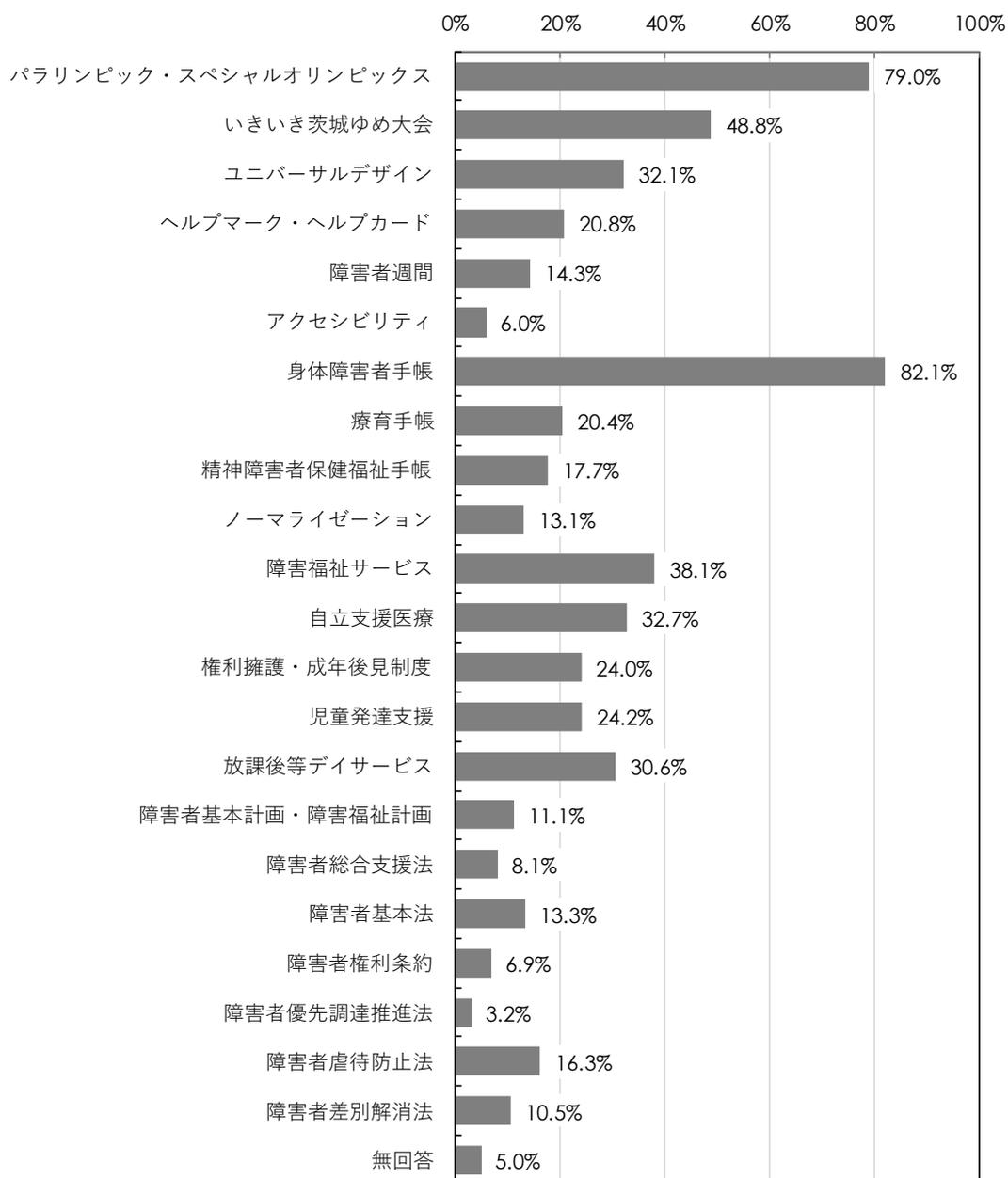
■関心を持ったきっかけは何か。(単数回答 回答者総数：504人)

「テレビや新聞、雑誌で障害のある人のことをよく報道しているから」が 40.5%と最も多く、次いで「家族・親せきや親しい人に障害のある人がいるから」が 35.9%となっています。「市の広報で障害のある人に関係した記事を見るから」は 2.3%に留まっています。



■障害に関する言葉を知っているか。(複数回答 回答者総数：504人)

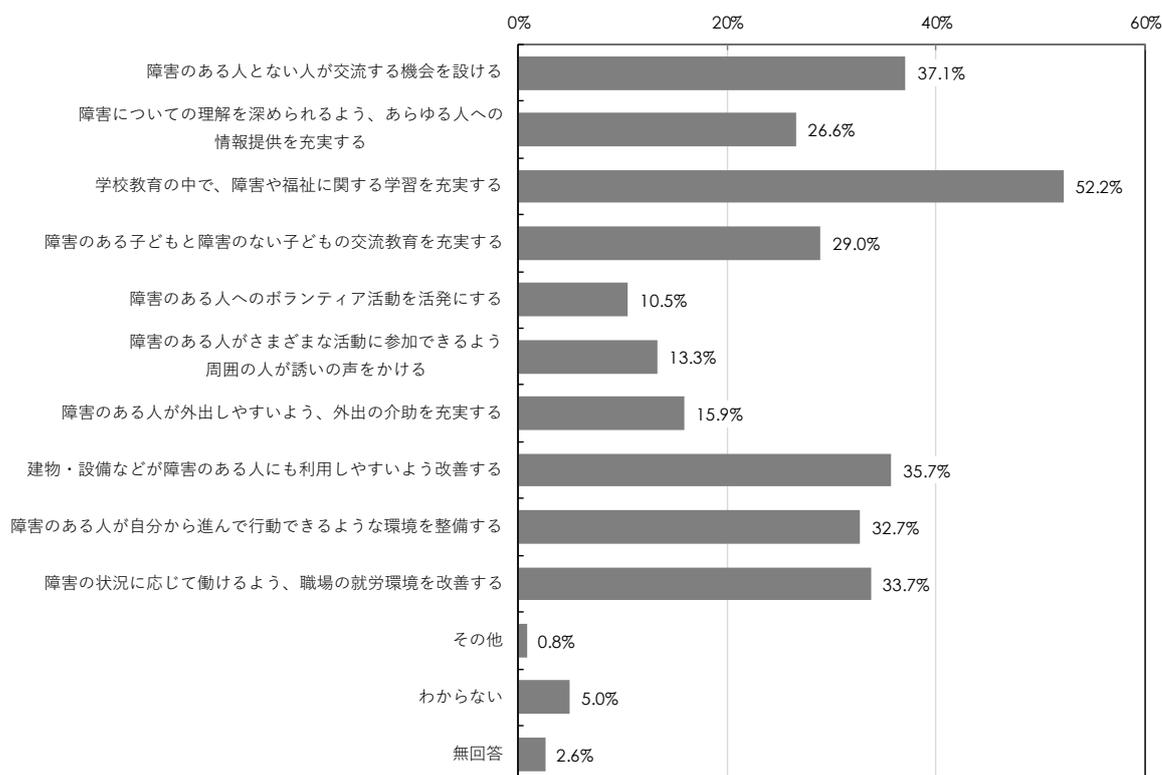
「身体障害者手帳」は82.1%と最も多くなっていますが、「療育手帳」は20.4%、「精神障害者保健福祉手帳」は17.7%の認知度しかありません。また、79.0%の「パラリンピック・スペシャルオリンピックス」以外には、50%を超えるものはなく、「障害者基本法」や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」などは10%台の認知度です。



③ 福祉のまちづくりについて

■障害のある人とない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会をつくるために必要があると思うこと（3つまでの複数回答 回答者総数：504人）

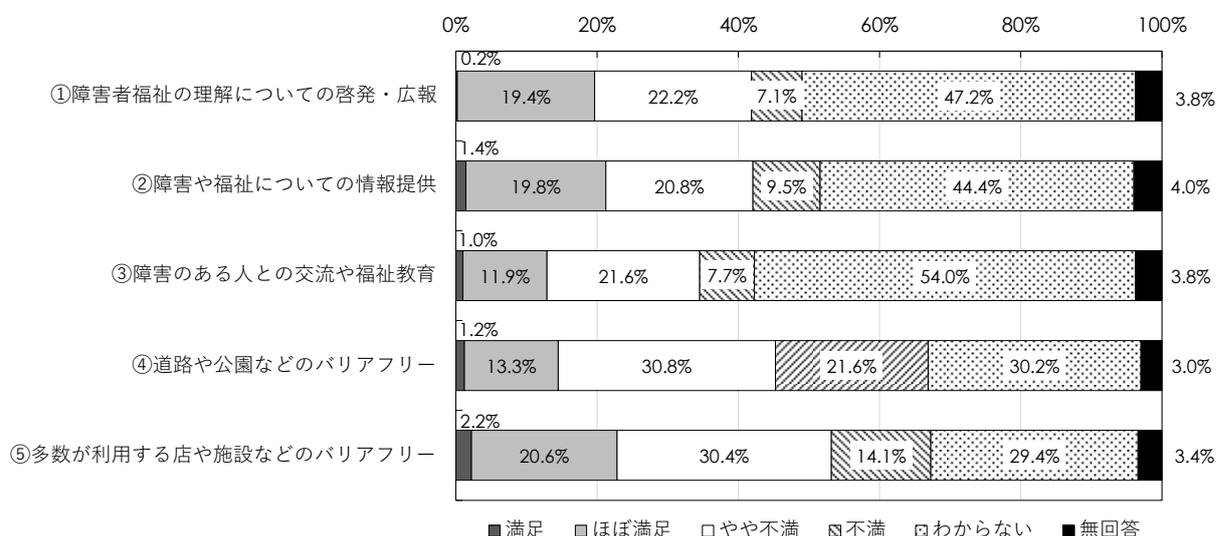
「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」が52.2%で最も多く、次いで「障害のある人とない人が交流する機会を設ける」が37.1%、「建物・設備などが障害のある人にも利用しやすいよう改善する」が35.7%となっています。



■福祉サービスやまちづくりについてどう思うか。

（①～⑤の項目ごとに単数回答 回答者総数：504人）

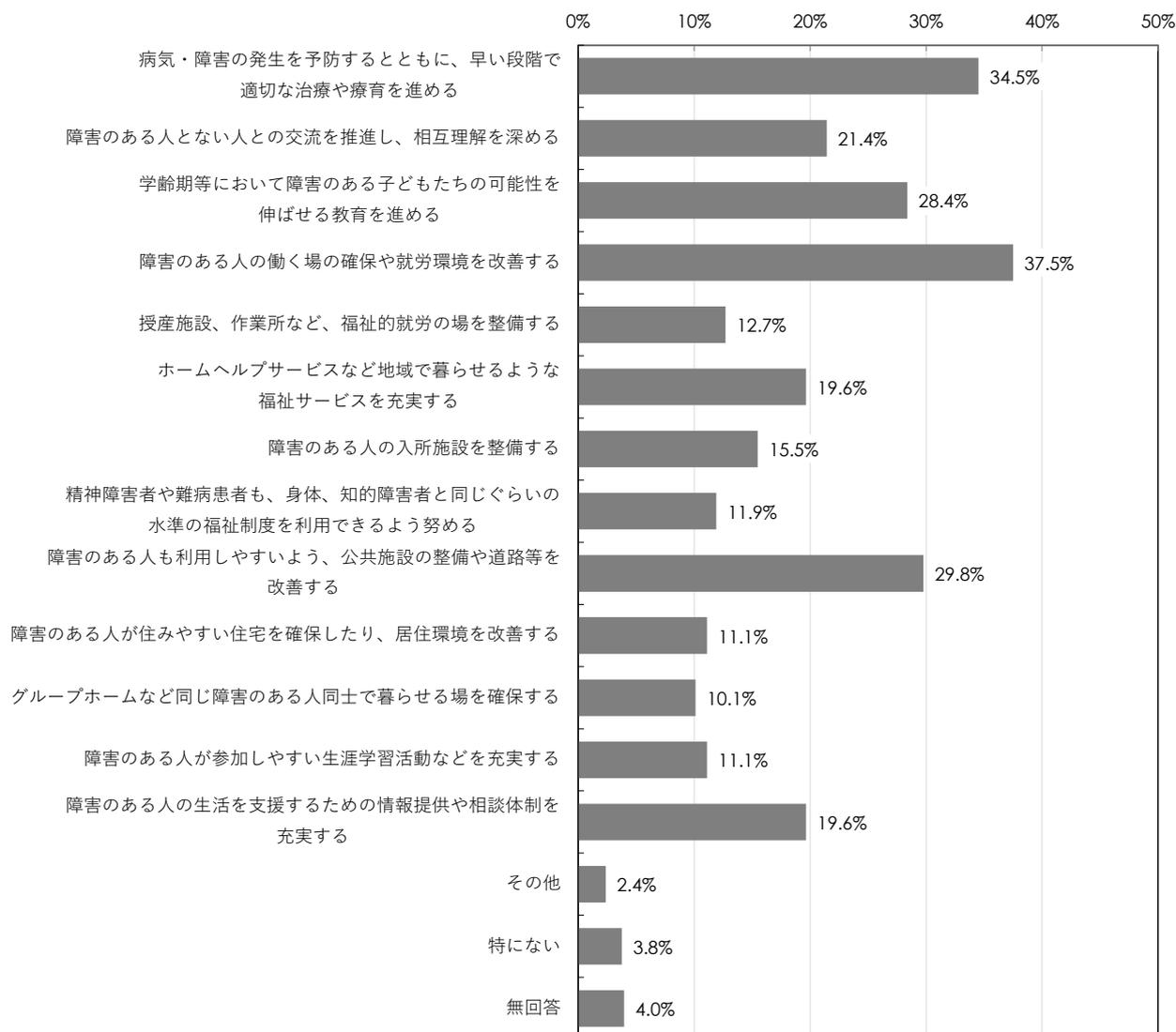
いずれの項目も、不満の回答が満足の回答を上回っています。また、①、②、③では、「わからない」との回答が5割前後を占め最多となっています。



■障害のある人のために市が力を入れる必要があると思う施策

(3つまでの複数回答 回答者総数：504人)

下妻市が、障害のある人のために、これから特に力を入れる必要があると思う施策としては、「障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する」が37.5%と最も多く、次いで「病気・障害の発生を予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める」が34.5%、「障害のある人も利用しやすいよう、公共施設の整備や道路等を改善する」が29.8%となっています。



(5) 団体ヒアリング

本計画の策定にあたって、障害者関係団体や特別支援学校に対し、障害や障害者に関係するご意見等を伺うヒアリング調査を実施しました。なお、平成29年度の第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画策定時に実施した団体ヒアリング調査結果も参考にしております。

調査の概要および主な調査結果は次のとおりです。

【調査の概要】

項目	内容 ※（ ）内の数字は回答数
回答事業所数	5
回答事業所内訳	株式会社 ほーむけあいしやま（ケアホーム藍藍等） 特定非営利活動法人 夢工房おおぞら（夢工房おおぞら） 株式会社 ケアプログレス（あやとりハウス下妻等） 県立結城特別支援学校 県立下妻特別支援学校
対象とする障害区分 ※重複回答あり	身体（3） 知的（3） 精神（2） 障害児（3）
活動期間	4年、5年、18年、40年、45年（各1）
活動圏域	市内と近隣市町村（2） 下妻市と筑西市（1） 学区：結城市・下妻市・八千代町・旧関城町・旧石下町 学区：県西地区10市町と取手市、守谷市、つくばみらい市
調査内容	① 生活環境について ② 障害福祉サービスについて ③ 医療・保健について ④ 相談・情報提供について ⑤ 教育・保育について ⑥ 雇用・就労について ⑦ 生涯学習、文化・スポーツ活動について ⑧ 安全・安心について ⑨ 障害や障害者への理解と交流について ⑩ 差別の解消・権利擁護について ⑪ 今後の活動方針について

【主な調査結果】

① 生活環境について

- ・ 公共施設のバリアフリー化の推進、道路や交通環境の整備を希望する。
- ・ 交通費の助成金や自宅改修の幅・額の引き上げを希望する。

② 障害福祉サービスについて

- ・ 福祉制度は充実しているが、利用が伸びるよう周知に力を入れて欲しい。
- ・ グループホーム等の入所施設の増設を希望する。

③ 医療・保健について

- ・ 高齢化する家族の支援のため、介護タクシーの助成とホームヘルパーが必要である。
- ・ 予防と早期発見のため多職種との連携の強化が必要である。
- ・ 医療的ケア児や重複障害を持つ児童に向け、医療関係者との連携が不可欠である。
- ・ 移動手段を持たない方のための地域リハビリの取り組みが必要である。

④ 相談・情報提供について

- ・ 制度があってもその内容を知らなかったり、相談に行く手段のない方もいる。
- ・ 行政と民生委員などとの連携を強化し対応の幅を広げていただきたい。
- ・ 相談支援事業所の増設が必要である。
- ・ 定期的ケース会議の実施が必要である。

⑤ 教育・保育について

- ・ 障害の早期発見は重要。そのためには保育や就学前の取り組みが大切である。
- ・ 障害の状態に合った指導と進路決定が必要であり、同時に障害に対する健常者の教育も必要である。
- ・ 保幼小接続に関する情報交換の場の設定が必要である。

⑥ 雇用・就労について

- ・ 障害者の雇用は増え、関連施設も充実してきているが、通動手段のない方の就労は不利な状況にある。
- ・ 就職後は会社と連絡をとったり、現場見学に行っている。
- ・ 障害者を雇用してくれる企業の開拓や情報交換ができると良い。
- ・ 就労後、気軽に相談ができるようにしている。

⑦ 生涯学習、文化・スポーツ活動について

- 文化やスポーツ活動を地域で支える団体があるのかわからない。団体や障害者スポーツを育成するための組織や補助が必要である。
- 在宅の方で、積極的に家族以外の方と参加する人は少ない。もっとガイドヘルパーを利用されても良いと思う。グループホームでは、文化に触れる機会が少ない。

⑧ 安全・安心について

- 防災マップはあるが、その内容が地域でどの程度理解されているかわからない。
- 障害者施設が集まって防災訓練をすることも必要ではないか。
- 通学路の「かけこみ 110 番の家」(※)の設置状況についての情報交換が必要である。

※：現在の名称は「子どもを守る 110 番の家」となっています。

⑨ 障害や障害者への理解と交流について

- 市内の障害者団体を育成し団体間の交流を広めるとともに、その団体が主となり健常者との大規模な交流会等を開催できればよい。
- 居住地校交流の推進が必要である。

⑩ 差別の解消・権利擁護について

- 差別解消のためには障壁を取り除くことが必要であるが、障害の状態によりその障壁は異なる。人間の尊厳を守るという教育のあり方から始めることが必要である。
- 様々な理由で重度の障害者(児)を受け入れない事業所があると聞く。合理的に配慮するためには、啓発に力を入れる事。生きる権利を譲るためにも差別の原因を知ることから始めたい。

⑪ 今後の活動方針について(必要な行政支援、市民や地域の協力)

- 障害者、健常者が交流できる機会を多く作っていただきたい。また、行政が地域に出て懇談会を開き、地域密着型の取り組みをお願いしたい。
- 共生型の早期認可をお願いしたい。
- 障害者スポーツの指導者として一緒に活動してほしい。
- 地域の人的資源のリストアップ、演奏会、体験会など一緒に取り組めたらと考える。

第3章 計画の目標

1 計画の理念・基本視点

(1) 計画の理念

本市の最上位計画である第6次下妻市総合計画では、将来像として、「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～」を掲げ、まちづくりの目標1に置かれた「だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり」のもとで、「障害のある人が安心して暮らせる社会を目指し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進します。」を取り組みの方針としています。

これを受け、本計画では、障害の有無や社会的な背景などに関係なく、全ての人が社会の一員として包まれ支え合い（インクルージョン）、自立し共に生きる社会を目指します。

計画の理念は、次のとおりとします。

**ともに支えあう
障害のある人にもない人にも
やさしいまち**

(2) 基本視点

- 障害のある人の人権と主体性を尊重した支援
- 利用者本位の障害福祉サービスの充実
- インクルージョンの理念に基づく共生社会の実現

2 基本目標・施策の方向

本計画の理念に基づき、基本目標として以下の7つを定めて、具体的な施策を体系化し、その総合的な推進を図ります。

基本目標 1	保健・医療の充実 (安心して健康な生活を送ることができるようにする)
基本目標 2	自立の促進と意思決定支援の推進 (自立した生活と本人の意思が尊重された決定を支える)
基本目標 3	教育等の充実 (明るく希望に満ちて誰もが輝けるような学習環境を整える)
基本目標 4	雇用・就労の促進 (生き生きと働けるように、就労を総合的に支援する)
基本目標 5	社会参加の促進 (生きがい感をもった社会参加を可能とするための基盤を充実する)
基本目標 6	差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止 (障害者差別解消法の理念に沿った施策を推進する)
基本目標 7	共生社会の構築 (全ての人と一緒に暮らすまちをつくる)

第4章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

現状

本市の障害者手帳所持者数について、平成26～30年までの推移をみると、身体障害者については、1～6級まで、全ての等級で減少していますが、療育手帳所持者は、④からCまでの全ての区分と全ての年代で増え、合計では21.8%の増加となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者も、合計で52.8%増加していますが、年代で見ると18～64歳の増加数が大きく、この年代となって初めて手帳を取得した人が多いことが伺える結果です。障害のある人の健康を維持したり、新たな障害の発症や障害の進行を予防することが、大変重要であるといえます。

また、障害の乳幼児期の発達の遅れは、早期の発見と適切な治療・療育により軽減したり、日常生活に必要な基本的な技術を習得したりすることができると考えられていることから、増加傾向にある療育手帳所持者を踏まえ、早期の発見とともに発見された人についての相談や支援の体制強化が求められます。

更に、「うつ」が最大の要因とされる自殺についてみると、本市の自殺者数は、平成28年は2名に留まりましたが、平成29年は13名で自殺死亡率⁶も29.2に上り、16.5の国や16.7の県の値を大幅に上回っています。

目標

障害のある人の命と健康を維持し、障害を軽減するために、自立支援医療制度に基づく医療費の助成や高次脳機能障害を持つ人への支援を行います。

また、発達障害を含む障害の早期発見・早期対応や、生活習慣病の発症や重症化予防、こころの健康の維持のための保健・医療体制の充実を図ります。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1 健康づくり・障害への早期対応の推進2 こころの病の予防・支援対策の推進3 地域リハビリテーションの充実
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⁶ 自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数。年間の自殺者数を総人口で割り、10万倍することで求められる数値。

施策の方向1 健康づくり・障害への早期対応の推進

障害のある子どもの早期療育に向けて、障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施し、特に乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

また、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

1-1 乳幼児健診・相談

- 5か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達相談により身体計測、内科診察、歯科診療などを行うとともに、育児相談、栄養相談、歯磨き指導、更に、集団生活に入ってから発達相談を実施します。

1-2 すくすく相談

- 発育や発達等に心配がある児童を対象に臨床心理士が行っている相談を行います。

1-3 小児リハビリ教室

- 肢体不自由児を対象に理学療法士が行う機能訓練と相談を行います。

1-4 就学時健診

- 小学校入学見込みの児童に対し健康診断を実施し、障害の早期発見に努めます。

1-5 特定健康診査・特定保健指導

- 40歳以上の人を対象とした、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び生活習慣改善を目的とした特定保健指導を、高齢者医療確保法も踏まえながら実施します。

1-6 がん検診等各種検診事業

- 肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等の各種がん検診及び骨粗しょう症や脳検診と追跡調査を行います。

1-7 元気アップ教室

- 保健センターで、健康相談、血圧測定、尿検査、体脂肪測定など健康チェックを行います。また、健康ミニ講座、軽い運動、ストレッチングなどにより健康づくりを推進します。

1-8 介護予防・日常生活支援総合事業（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

- 65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に、訪問介護、通所介護を含んだ介護予防・日常生活支援総合事業を行います。

1-9 乳幼児発達相談事業

- 乳幼児の発達相談に対応して、NPO 法人との派遣契約により、個別指導（月5日）と、集団指導（月2日）を行います。

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題はだれにも起こりうることから、地域における県の精神保健事業と連携し、特にうつ病についての正しい知識の普及を図るとともに、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を推進します。

1-10 こころの健康相談

- 毎月、心の病について専門家が相談に応じます。

1-11 スクールカウンセラー配置

- 小・中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決に努めます。

1-12 うつ病等広報・啓発

- 広報紙やインターネットの活用、各種の保健福祉事業などでのパンフレット配布、講演会の実施などを通して、うつ病等に関する正しい知識の普及に努めます。

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、難病患者の支援事業や発達障害・高次脳機能障害を持つ人への相談・情報提供などの支援を行います。また、障害のある人の地域におけるリハビリテーションの充実に努めます。

1-13 自立支援医療給付

- 障害者等の心身の状況から自立支援医療を受ける必要がある人に、受給者証を交付し、自立支援医療を受けた時は、自立支援医療費を支給します。

1-14 発達障害・高次脳機能障害を持つ人への支援

- 発達障害や高次脳機能障害についての広報等を行うとともに、これらの障害を持つ人や家族に向けた相談・情報提供等の支援を行います。また、「茨城県発達障害者支援センター」や「茨城県高次脳機能障害支援センター」の周知に努め、連携強化を図ります。

1-15 地域リハビリテーションの充実

- 自立した地域生活や職場復帰、社会復帰に向け、適切なリハビリテーションに取り組めるよう、自立訓練等の機能訓練を促進します。

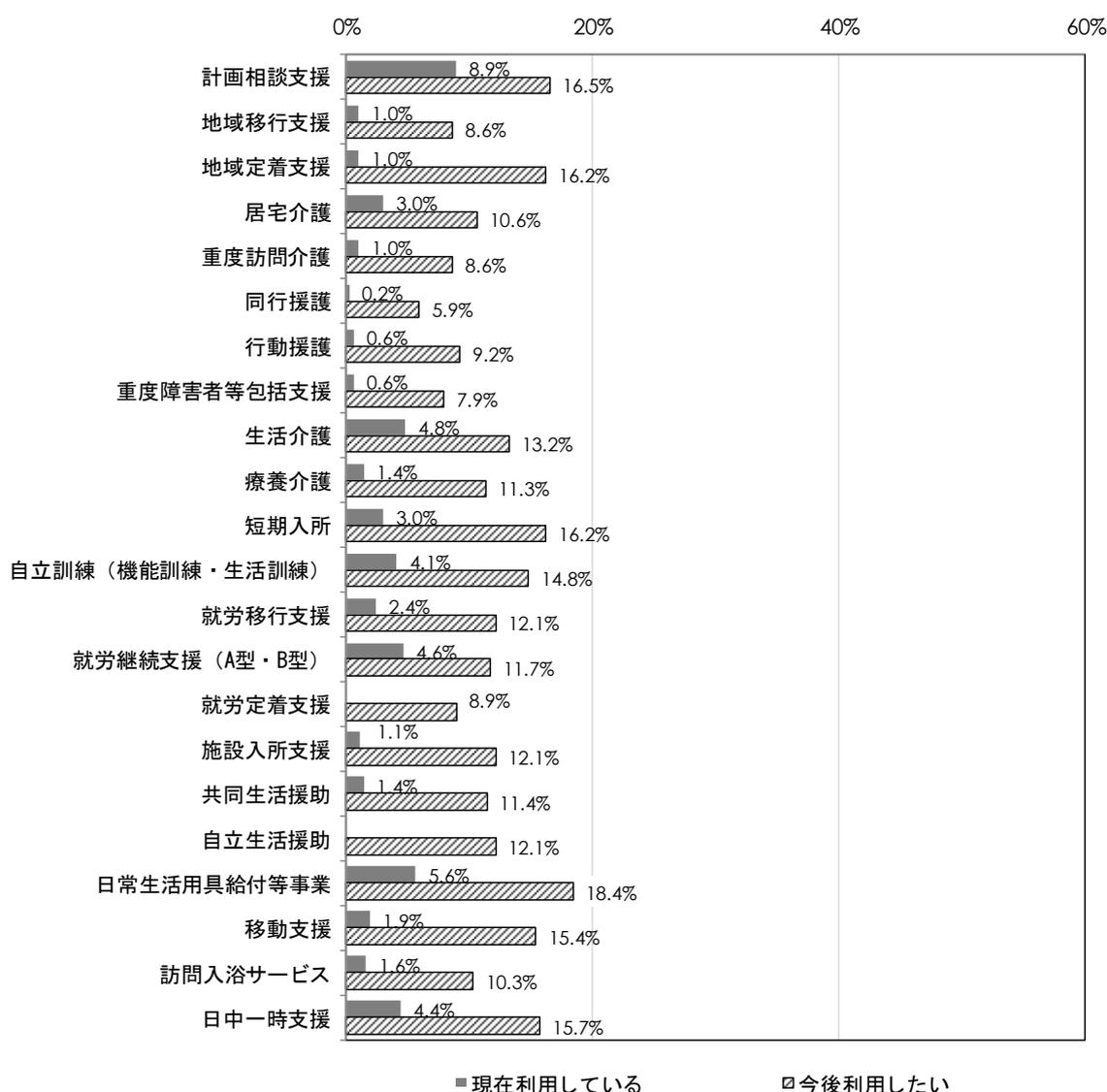
基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

現状

障害者への福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と、市町村や都道府県が実施する地域生活支援事業、更に児童福祉法に基づく障害児に対する福祉サービスで構成されています。

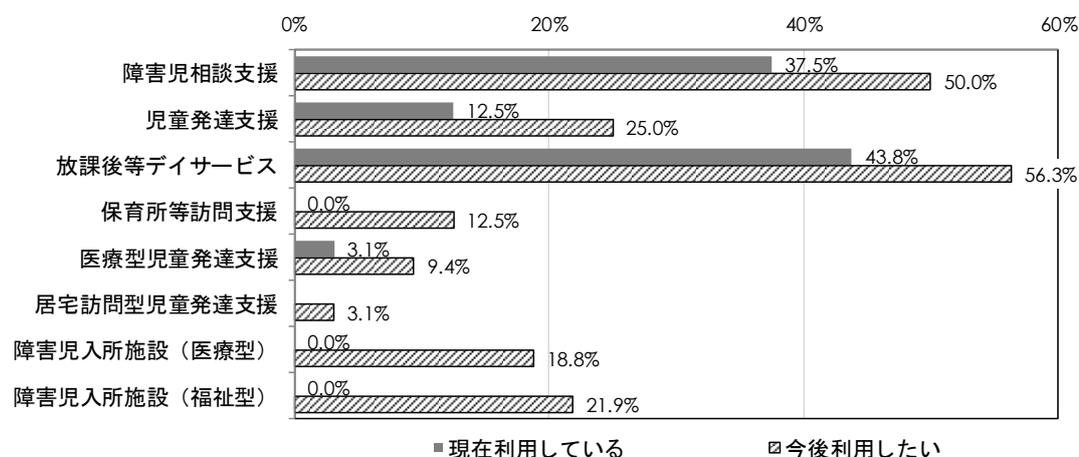
平成29年に、障害者手帳や自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持する市民及び難病患者福祉手当を受給している市民を対象に実施したアンケート調査では、規定されている全てのサービスについて、現在よりも今後の利用意向が多くなっています。

■障害者総合支援法に基づくサービスの利用について（現在及び今後）
（複数回答 回答者総数 630人）



■児童福祉法に基づくサービスの利用について（現在及び今後）

（複数回答 回答者総数 32 人）



今後は、障害のある人の意向に応え、サービスの全般的な満足度向上を図り、障害のある人の地域での自立した生活の支援の充実を図ることが、重要となっています。

目標

「第5期下妻市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に盛り込まれた障害者・児に対する福祉サービスの円滑で着実な推進を図ります。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス等の円滑な推進 2 障害福祉サービス等の基盤整備 3 地域生活支援事業の充実 4 日常生活を支援する事業の充実 5 生活安定・経済的自立の支援
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向1 障害福祉サービス等の円滑な推進

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、障害支援区分認定審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。特に、サービス利用の窓口となる「相談支援事業」（地域生活支援事業）の充実に努めます。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて、利用者本位の立場に立って事業運営されるようにします。更に、サービスの利用にあたっては、苦情処理制度⁷や利用者負担軽減措置制度⁸等の周知に努めます。

2-1 障害支援区分認定・サービス支給決定

- 認定調査員の調査結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行います。また、利用者の意向が反映されたサービス等利用計画に基づき、介護給付・訓練等給付の支給決定を行います。

2-2 地域自立支援協議会の運営

- 相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、関係機関のネットワークの中核機関として地域自立支援協議会を運営し、地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点の整備について協議するとともに、専門部会の設置を検討します。

2-3 指定障害福祉サービス事業者等の質的向上

- サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業⁹」を受けるように事業の周知・助言を行います。

⁷ 苦情処理制度：障害支援区分認定や支給決定について苦情や不服がある場合は、県の「障害者介護給付等不服審査会」へ審査請求ができます。それ以外の苦情や不服については、県の「運営適正化委員会」が苦情処理機関となっています。

⁸ 利用者負担軽減措置制度：障害福祉サービスには利用者負担が発生しますが、所得に応じた負担上限月額や世帯での合算額に対する高額障害福祉サービス等給付費の支給、食費・高熱水費の実費負担についての減免措置等の軽減措置制度があります。

⁹ 茨城県福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法の規定により、社会福祉事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的立場から評価するもので、県が事務局となり、「推進機構」を設置して事業を推進しています。

施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備

障害者総合支援法に位置づけられている自立支援給付には、大きく、「介護給付費」、「訓練等給付費」、「相談支援給付費」、「補装具費」などが含まれています。また、障害児を対象とした福祉サービスは、平成 24 年の改正により、児童福祉法に位置づけられました。

下妻市障害福祉計画・下妻市障害児福祉計画に基づき、これらの障害福祉サービスの円滑な実施と必要なサービスの見込量の確保供給を図ります。

2-4 自立支援給付

- 障害者総合支援法を踏まえ、サービス等利用計画に基づき、自立支援給付を行います。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を行います。

2-5 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの供給確保

- 介護給付・訓練等給付等のサービス必要量を確保・供給できるように、県及び近隣市町村等と連携し、サービス事業所の確保を推進します。

<自立支援給付の概要>

区分	サービス名	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害で移動が著しく困難な人の際に同行し、代筆や代読を含む移動に必要な情報の提供や援護を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所	居宅で介護を行う人が疾病などの場合に、短期間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等で実施する「福祉型」と病院や介護老人福祉施設などで実施する「医療型」があります。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練等を行います。身体障害者に対する「機能訓練」と、知的障害者・精神障害者に対する「生活訓練」があります。
		就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とする「A型」と雇用契約を結ばない「B型」があります。
		就労定着支援	就職した障害のある人に、就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。
居住系サービス	給付 訓練等	自立生活援助	施設等に入居していた障害者が一人暮らしを始めた際に、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言、連絡調整等を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他日常生活の援助を行います。
	給付 介護	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
相談支援給付	計画相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用計画を策定します。また、支援決定後のサービス事業者との連絡調整やサービス利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。	
	地域移行支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院し地域生活へ移行するにあたり支援を必要とする人に、住居の確保や外出への同行支援、相談、関係機関との調整等を行います。	
	地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に、常時の連絡体制を確保して、地域性格を継続していくための支援を行います。	

補装具費の支給	身体障害者手帳所持者に対し、失われた部分や障害のある部分の機能を補うための器具の購入費・修理費の全部または一部を助成します。
---------	----------------------------------------------------------------

- ◎訪問系サービス：在宅で訪問を受け利用するサービス
- ◎日中活動系サービス：入所施設等で昼間の活動を支援するサービス
- ◎居住系サービス：入所施設等で住まいの場におけるサービス

<児童福祉法に基づくサービスの概要>

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児をその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のための訓練、施設スタッフへの指導などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、機能訓練や治療、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用計画を策定します。また、支援決定後のサービス事業者との連絡調整やサービス利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。	

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法における障害福祉サービスとして、自立支援給付とともに位置づけられている、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する事業です。その内容は、相談支援事業や移動支援事業、理解促進研修・啓発事業などの必須事業と、市町村の任意事業に区分されています。

本市においては、今後も必須事業の充実を図るとともに、任意事業についても、従来から実施していた事業の継続を基本に、障害のある人の地域生活を支援する視点から事業の更なる充実を検討します。

2-6 相談支援事業

- 基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその介護者、障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、サービス事業者などとの連絡調整を行います。また、障害のある人の虐待防止にかかる相談や権利擁護のための相談を行います。

2-7 聴覚障害者等意思疎通支援事業

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、代読等を行う人の派遣などを行います。

2-8 日常生活用具給付等事業

- 重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。

2-9 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

2-10 地域活動支援センター事業

- 障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

2-11 日中一時支援事業

- 障害のある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援、一時的な休息を図ります。

2-12 手話奉仕員養成研修事業

- 手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。

2-13 訪問入浴サービス事業

- 入浴に介助を必要とする在宅で重度の障害のある人に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供し入浴の介護を行います。

2-14 自動車運転免許取得・改造費助成事業

- 障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

2-15 理解促進研修・啓発事業

- 住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

2-16 自発的活動支援事業

- 交流会や社会復帰活動等、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者等やその家族、住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

2-17 成年後見制度利用支援事業

- 認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度を利用するための費用を助成します。

2-18 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

施策の方向4 日常生活を支援する事業の充実

地域において、障害のある人が快適で安全な生活を送るためには、住みやすい住宅の確保が不可欠です。これからも、障害のある人の地域生活への移行を進めるため、公営住宅の整備や住宅リフォーム助成を継続して実施していきます。また、市民や社会福祉協議会等との連携も進めながら、各種の障害福祉サービスの提供を行っていきます。

2-19 障害者手帳の交付

- 身体障害者手帳の交付事務及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付取次事務を行います。

2-20 障害者福祉タクシー利用料金助成

- 医療機関への通院や福祉行事への参加等の移動時に、タクシー料金の一部を助成します。
(年最大48枚)

2-21 重度障害児者住宅リフォーム助成

- 重度の障害のある人や児童が家庭生活を送りやすくするために住宅の一部を改造する場合に、費用の一部を助成します。

2-22 障害者対象公営住宅の整備

- 公営住宅のバリアフリー化を検討します(段差の解消、手すりの設置等)。また、地域生活を希望する障害者のために民間住宅の借り上げ等による住宅整備を検討します。

2-23 心身障害児者おむつ代助成

- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受け在宅でおむつを使用している人に対し、費用の一部を助成します。

2-24 障害者相談員事業

- 身体障害や知的障害のある人について熱意のある民間の協力者により、障害のある人等や家族等からの相談を受けます。

2-25 日常生活自立支援事業

- 知的障害・精神障害のある人や認知症の人が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。

2-26 在宅福祉サービスセンター事業

- 福祉サービスを必要とする高齢者・障害のある人等に対し、サービス提供者を結びつけ、家事援助等を会員制により実施します。

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、障害のある人の生活の安定と経済的自立を支援します。

2-27 障害者住宅整備資金貸付

- 障害のある人または障害のある人と同居する世帯に対し、障害のある人の居住環境を改善するため居室等を増改築または改造する経費の貸付を行います。

2-28 特別障害者手当等支給

- 在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）

2-29 難病患者福祉手当支給

- 原因不明、治療法未確立な難病患者に対し手当を支給し、福祉の増進を図ります。

2-30 心身障害者扶養共済

- 障害のある人の保護者が毎月一定の掛金を納付することで、保護者が死亡、または身体に著しい障害を有することになった場合、障害のある人に年金を支給します。

2-31 特別児童扶養手当支給

- 20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して、手当を支給します。

2-32 重度心身障害児童福祉手当支給

- 在宅で心身に重度の障害のある20歳未満の児童を扶養している保護者に手当を支給します。

2-33 生活福祉資金等の貸付

- 生活困窮者自立支援事業と連携しながら、低所得者、障害のある人又は高齢者に対し資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲を助長します。また、市内在住者で緊急に生活費が必要な方に無利子で貸付を行います。

2-34 障害年金の相談

- 障害のある人やその家族等からの障害年金受給に関する相談・申請等を行います。

2-35 税や各種割引・減免制度の周知

- 自動車税（窓口＝県税事務所）住民税・軽自動車税（窓口＝税務課）等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、NHK 放送受信料の減免、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知に努めます。

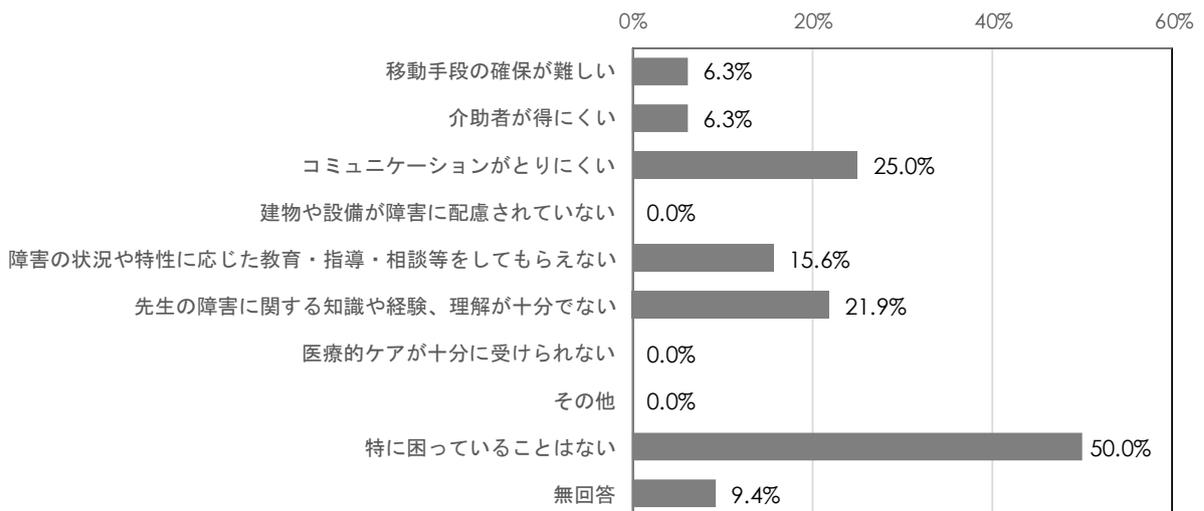
基本目標3 教育等の充実

現状

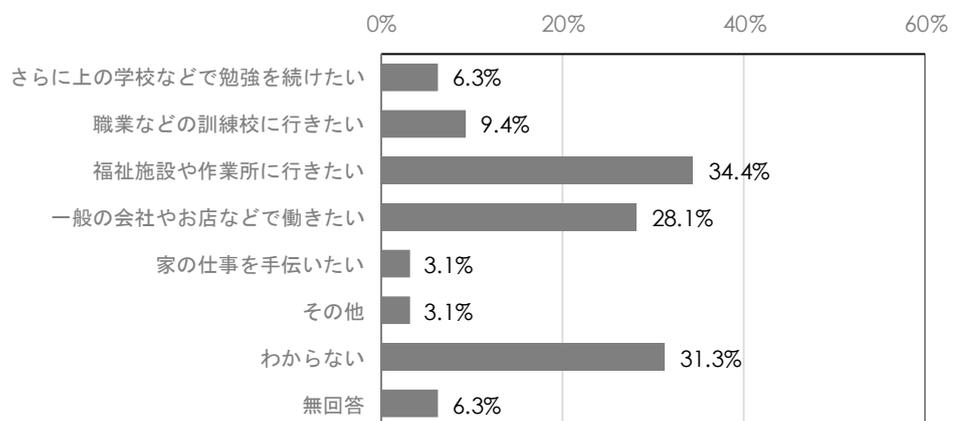
平成 29 年の障害のある人などに対して実施したアンケート調査では、学校における困りごととして最も多いのは、「コミュニケーションがとりにくい」で 25.0%、次いで「先生の障害に関する知識や経験、理解が十分でない」が 21.9%、「障害の状況や特性に応じた教育・指導・相談等をしてもらえない」が 15.6%などとなっています。これらの結果から聞こえるのは、「自分をよく理解して欲しい」、「理解したうえで、自分にあった教育や指導をしてほしい」という切実な思いです。

また、卒業後の進路としては、「福祉施設や作業所に行きたい」が 34.4%、「一般の会社やお店で働きたい」が 28.1%となっており、そうした進路に対する希望が叶うように支援することが求められています。

■学校における困りごと（複数回答 回答者総数 32 人）



■卒業後の進路についての考え（複数回答 回答者総数 32 人）



目標

障害のある子どもについて、乳幼児期における家庭を含めた相談支援から、一人ひとりの子どもと向き合った特別支援教育の推進、更に教育機関を卒業したのちの就労まで、切れ目のない支援を行う体制の整備・充実に努めます。

施策の方向	1 障害児の育成支援 2 特別支援教育の推進
-------	---------------------------

施策の方向 1 障害児の育成支援

乳幼児健診等により、発育・発達異常の早期発見に努めます。また、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるように、障害児保育や地域の療育体制の整備を進めます。

また、療育や就学、各種の福祉サービスの活用に向けて、個別に、継続的・総合的な支援計画の作成など、障害のある子どもを対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備に努めます。

3-1 障害児保育

-
- 特別児童扶養手当支給対象の障害のある児童で集団保育が可能な、日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に経費の一部を補助します。

3-2 就学相談・就学指導

-
- 就学に関する相談を随時行い、就学懇談会への参加や特別支援学校への体験学習、市内小中学校の見学など、保護者や幼児児童生徒のニーズに応じた就学指導を実施していきます。

3-3 家庭児童相談事業

-
- 家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、児童や家庭に関するさまざまな問題について、相談・支援等を行います。

3-4 障害児支援体制の構築

-
- 関係機関と連携しながら、障害児に対する重層的な支援体制構築に取り組みます。

3-5 障害児通所支援の充実

-
- 身近な地域で障害児のニーズに応じた通所支援サービスが受けられるように、児童発達支援・放課後等デイサービス等を実施します。

3-6 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

- 小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や歩行支援用具、入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。

3-7 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

- 軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等を助成します。

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある子についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。また、発達障害のある子を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置に努めるなど、特別支援教育を推進するとともに、障害のある子が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を促進します。

更に、障害のある子の豊かな社会性や人間性を育成し、同時に地域の人々や子どもたちの障害のある子に対する理解を広げるために、特別支援学校生徒と地域の児童との交流教育を推進します。

3-8 特別支援教育コーディネーターの配置

- 各校に1名の特別支援教育コーディネーターの配置を継続し、学校内での協力体制の構築と、学校外の関係機関との連携協力を推進します。

3-9 生活指導員の配置

- 障害のある児童・生徒の在籍する学級に、生活支援のために学校生活支援員を配置し、児童一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かな支援を行います。

3-10 通級指導

- 小学校、中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を通級指導教室で行います。また、近隣の特別支援学校と連携し、個々の児童生徒への指導について助言や援助をいただきながら指導の充実を図ります。

3-11 特別支援学級

- 小学校・中学校の知的障害、情緒障害、言語障害の特別支援学級において、障害のある児童生徒に対し、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

3-12 学校施設のバリアフリー化事業

- 障害のある児童が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進します。

3-13 福祉教育支援事業

- 児童に対してボランティア活動など地域の福祉体験学習の機会を提供するなど福祉教育を支援します。

3-14 福祉教育・交流教育

- ボランティア活動などの地域の体験学習については、各学校の計画のもと、地域の人的物的資源を活用した福祉教育を推進します。特別支援学校の生徒との交流については、継続的な交流及び共同学習を図ります。

基本目標4 雇用・就労の促進

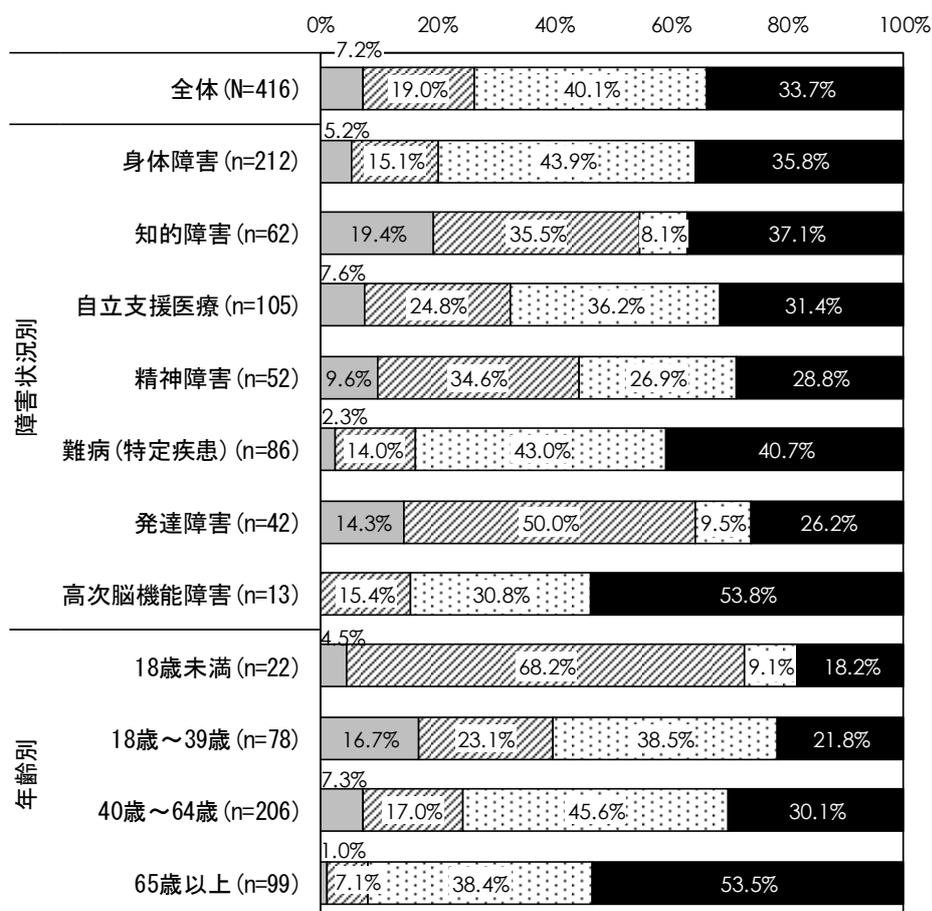
現状

平成 29 年の障害のある人などに対して実施したアンケート調査では、平日の日の中の過ごし方として「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得ている」と回答した人は 24.9%に留まっていました。しかし、今後の意向については、「仕事をしたい」または「仕事をしたいが、できない」と回答した、仕事をしたい意向を持っている人が 65%を超えています。

就労につなげるための職業訓練については、知的障害や精神障害、発達障害の人、年齢別では 18 歳未満の人に「受けたい」との意向が多くなっています。

また、ヒアリング調査で「通勤の手段のない方の就労が不利な状況にある」ことが指摘されており、雇用・就労を促進する上で、検討すべき課題のひとつとなっています。

■収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいか。(単数回答)



□既に関業訓練を受けている □職業訓練を受けたい □職業訓練を受けたくない、■無回答
受ける必要はない

目標

就労を希望している障害のある人が希望を叶えることができるよう、それぞれの
人に対応した職業リハビリテーションの実施体制の充実を図るとともに、就労の場
の確保・拡大に向け市内の企業に対する雇用促進のための対策や制度についての周
知と啓発を図ります。

施策の方向	1 雇用・就労の場の拡大 2 職業リハビリテーションの推進
-------	----------------------------------

施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大

ハローワークとの連携により、障害者雇用促進法について、雇用主への普及・啓
発・広報活動を実施します。また、地域における学校・企業・関係機関等との連携、
就労継続支援 B 型事業所を対象とした「茨城県工賃向上計画」との連携等を強化し、
障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

また、在宅で仕事を希望する障害のある人に対しては、在宅就業障害者支援制度¹⁰
等の活用に努めます。

更に、市においては、障害者就労施設からの障害者優先調達推進法に基づき、市内
事業所への業務発注を推進します。

4-1 雇用促進対策の普及・啓発・広報

- 「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、市内の事業所に対し、ハローワークと連携
して障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発・広報を行います。

4-2 「茨城県工賃向上計画」と連携

- 茨城県工賃向上計画について、周知を図ります。市においては、障害者就労施設等からの物
品等の調達方針に基づき、市内事業所への業務発注を行います。

4-3 在宅就業者支援制度の活用促進

- 在宅での仕事を希望する障害のある人に対して、「在宅就業障害者支援制度」活用の周
知に努めます。

¹⁰ 在宅就業障害者支援制度：在宅で就業する障害者に仕事を発注する事業者に対し、障害者雇用納付金制度から助成
金を支給する制度のこと。

4-4 福祉的就労の場等の充実

- 自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによるいきがいの創出を目的とした就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型等の福祉的就労の場の充実を図ります。

施策の方向2 職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人に対して、自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。また、福祉施設退所者や特別支援学校卒業者等で、働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、就労に必要な訓練から就職後の定着に至るまで、ハローワークのトライアル雇用やジョブコーチなどの雇用施策と連携を進めるなど、効果的な支援に努めます。

4-5 障害福祉サービス・就労支援事業等の確保

- 障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援事業の確保、定着を図り、就労を支援します。

4-6 障害者施行（トライアル）雇用事業の促進

- 短期で障害のある人の試行雇用（トライアル雇用）を行い、一般雇用への移行を目指す事業を、ハローワークと連携して促進します。

4-7 職場適用援助者（ジョブコーチ）支援事業の促進

- 知的障害または精神障害のある人の職場適応を容易にするために、職場にジョブコーチを派遣する事業をハローワークと連携して促進します。

基本目標5 社会参加の促進

現状

国の障害者基本計画（第4次）では、「文化芸術活動・スポーツ等の振興」に関する基本的な考え方が以下のとおり述べられています。

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。

本市においても、従来から行われてきている文化・スポーツ活動を、今後とも継続し振興を図ることが求められます。

また、平成29年の障害のある人などに対して実施したアンケート調査において、外出時に困ることとして、身体障害と難病以外の全ての障害のある人が、「困ったときにどうすればよいかわからない（助けを求められない）」と回答しており、周囲とのコミュニケーションが大きな困りごとになっていることが明らかです。

■外出する時に困ること。（複数回答）

		公共交通機関が少ない（ない）	電車やバス、タクシーの乗り降りが大変	（道路や歩道の通行が危険）幅路が狭い、段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	（通路が狭い、トイレが利用できないなど）	付き添ってくれる人がいない	交通費が高い	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	（助けを求められない）困った時にどうすればよいか	その他	困ったことはない	無回答
全体 (N=564)		23.8%	10.5%	14.5%	7.8%	7.3%	5.5%	14.5%	10.1%	12.1%	13.1%	3.9%	35.8%	13.8%
障害状況別	身体障害(n=304)	22.7%	14.5%	14.8%	5.6%	10.2%	6.3%	14.8%	5.6%	8.9%	9.5%	4.6%	36.5%	14.1%
	知的障害(n=86)	27.9%	12.8%	16.3%	23.3%	7.0%	3.5%	15.1%	18.6%	14.0%	33.7%	2.3%	18.6%	15.1%
	自立支援医療(n=122)	22.1%	8.2%	12.3%	9.8%	1.6%	5.7%	18.9%	24.6%	18.9%	20.5%	3.3%	28.7%	13.9%
	精神障害(n=62)	29.0%	11.3%	16.1%	12.9%	3.2%	11.3%	21.0%	27.4%	19.4%	22.6%	1.6%	22.6%	11.3%
	難病(特定疾患)(n=113)	25.7%	8.8%	15.0%	1.8%	10.6%	6.2%	13.3%	6.2%	13.3%	2.7%	6.2%	39.8%	13.3%
	発達障害(n=51)	37.3%	13.7%	25.5%	21.6%	5.9%	11.8%	13.7%	25.5%	17.6%	37.3%	2.0%	13.7%	7.8%
高次脳機能障害(n=13)	46.2%	38.5%	30.8%	15.4%	15.4%	23.1%	23.1%	15.4%	30.8%	30.8%	0.0%	7.7%	15.4%	
年齢別	18歳未満(n=30)	23.3%	13.3%	23.3%	13.3%	10.0%	6.7%	23.3%	23.3%	10.0%	26.7%	0.0%	20.0%	13.3%
	18歳～39歳(n=94)	34.0%	5.3%	13.8%	18.1%	5.3%	6.4%	18.1%	18.1%	17.0%	26.6%	3.2%	23.4%	8.5%
	40歳～64歳(n=242)	17.8%	11.6%	13.2%	5.8%	7.0%	3.7%	14.5%	9.9%	12.8%	9.1%	4.1%	42.1%	12.8%
	65歳以上(n=186)	23.7%	10.8%	14.0%	3.2%	7.0%	7.0%	10.8%	2.7%	7.5%	8.1%	4.3%	37.6%	17.7%
	年齢無回答(n=12)	66.7%	16.7%	33.3%	25.0%	25.0%	8.3%	25.0%	33.3%	33.3%	33.3%	8.3%	16.7%	16.7%

目標

障害のある人の生きがいの拡大のみならず、障害者についての理解促進の機会として文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。また、障害のある人の社会参加が容易になるよう、必要な情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

施策の方向	1 文化・スポーツ活動等の振興 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実
-------	------------------------------------------

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動は、障害のある人の生きがいや楽しみを増やす活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動と位置づけ、その活動を支援し振興に努めます。

また、障害者の理解促進のための事業として、障害者スポーツを通じた交流事業を行います。

5-1 スポーツ大会等への参加促進

- 「茨城県身体障害者スポーツ大会」、「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を促進します。

5-2 市文化祭への作品出展

- 市文化祭で障害者団体の作品を出展します。

5-3 障害者対象の図書館等の拡充

- 市立図書館等で、障害のある人を対象とする図書等を計画的に拡充するとともに、対面朗読ボランティア等の育成に努めます。

5-4 障害者交流事業

- 障害者理解促進事業として、障害者スポーツを通じた交流会を、特定非営利活動茨城県ポーツ協会と合同で開催します。

施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、市ホームページのバリアフリー化の継続的に行うとともに、地域生活支援事業における「聴覚障害者等意思疎通支援事業」をはじめとする障害のある人が情報にアクセスできる環境の改善に努めます。

5-5 聴覚障害者等意思疎通支援事業 (2-7 再掲)

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、代読等を行う人の派遣などを行います。

5-6 手話奉仕員養成研修事業 (2-12 再掲)

- 手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。

5-7 声の広報配布事業

- 視覚障害の方への広報 CD 配布を通じたコミュニケーション支援を行います。また、点字広報の実施について検討します。

5-8 ホームページのバリアフリー化の推進

- 障害のある人向けの情報提供のツールとして充実を図るため、ホームページのバリアフリー化を推進します。(文字の大きさのズーム、画面色の変更、読み上げ機能など)

基本目標6 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

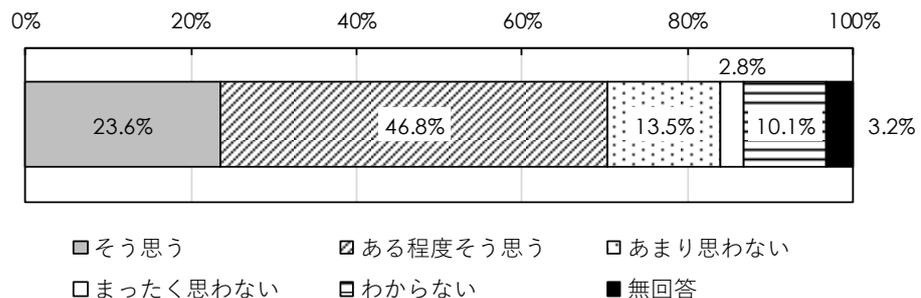
現状

平成 30 年に市民 1,000 人を対象として実施した障害者福祉アンケート調査では、障害を理由とする差別があると思うかについて、70.4%の人が「そう思う」「ある程度そう思う」と回答しています。

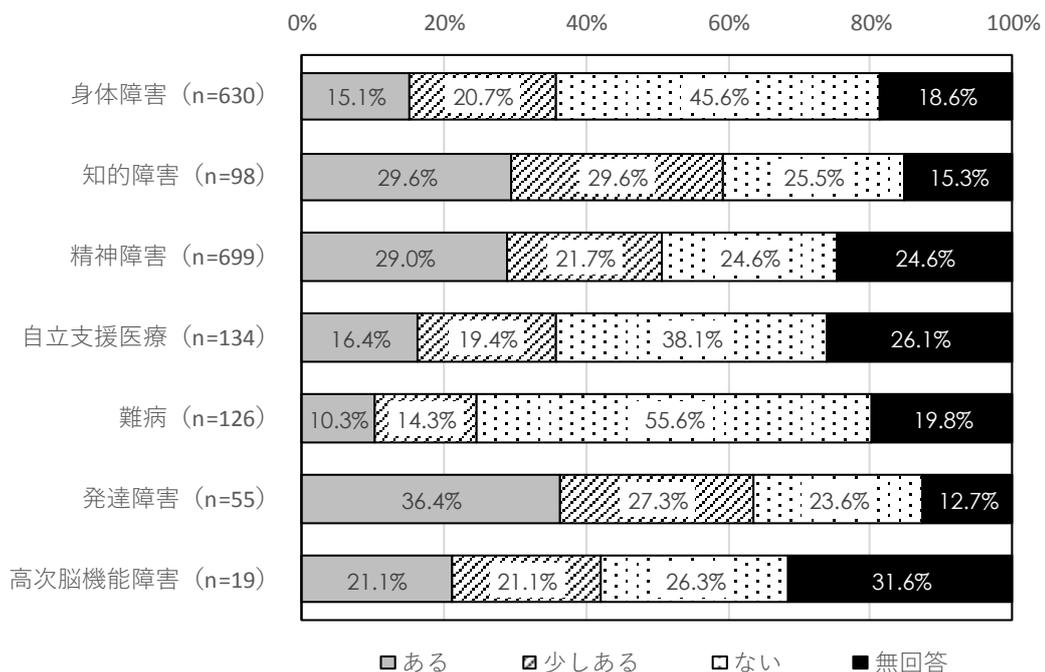
一方、平成 29 年の、障害のある人などに対して実施したアンケート調査では、障害があることで差別やいやな思いをしたことが「ある」「少しある」との回答は障害の種類により大きく異なり、知的障害や発達障害、精神障害などで 5 割から 6 割を超えて多くなっていました。

障害の種類により受けとめ方には大きな違いがありますが、障害のある人も、障害のない人も、障害を理由とした差別があるという認識ではほぼ一致しています。

■障害を理由とする差別があると思うか。(単数回答 回答者総数：504 人)



■障害があることで差別やいやな思いをしたことがあるか。(単数回答)



また、近年、社会福祉施設における高齢者や障害者に対する虐待が、大きな社会問題となっており、障害者に対する保護、擁護者に対する支援の拡充が重要な課題となっています。

目標

障害があることでの差別が解消に向かうよう、また、障害のある人の権利が侵害されず、権利の行使が適切に行われるよう、支援の充実を図ります。

また、障害者に対する虐待の防止に努めます。

施策の方向	1 差別の解消、権利擁護の推進・権利行使の支援 2 虐待防止施策の推進
-------	----------------------------------------

施策の方向 1 差別の解消、権利擁護の推進・権利行使の支援

障害のある人が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁等の除去に努めるとともに、合理的配慮に関する知識の普及・啓発を行います。

また、判断能力が十分でない障害のある人が、自身の権利と財産を守るための成年後見制度の利用を支援するとともに、制度の充実に努めます。

6-1 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供

- 障害者差別解消支援地域協議会を設置するとともに、福祉課を窓口として障害者差別及びその解消に関する知識の普及・啓発、差別の事象発生時の解消に取り組みます。
- 障害者にとっての日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮」に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

6-2 成年後見制度利用支援事業（再掲 2-17）

- 認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度を利用するための費用を助成します。

6-3 成年後見制度法人後見支援事業（再掲 2-18）

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

施策の方向2 虐待防止施策の推進

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、関係機関との連携し、障害のある人への虐待の防止を推進します。また、障害福祉に関する事業所や擁護者、市民などを対象に、虐待と虐待予防に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

6-4 障害者虐待防止対策支援事業

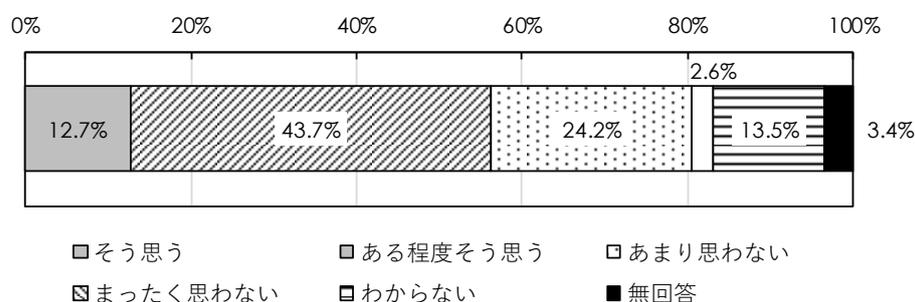
- 「障害者虐待防止センター」により、虐待の早期発見、発生時の対応、再発防止に取り組みます。
- 関係機関との連携・調整を行うなど、障害者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待の防止に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。
- 障害福祉サービス事業所や利用者、養護者、市民や団体に向けて、虐待とその防止に関する知識の普及・啓発、虐待発生時の支援に取り組みます。

基本目標7 共生社会の構築

現状

平成 30 年に市民 1,000 人を対象として実施した障害者福祉アンケート調査では、障害のある人への理解が進んだと「思う」「ある程度そう思う」と回答した人は 56.4%でしたが、「そう思わない」「全く思わない」と回答した人も 26.6%と、一定数います。

■障害のある人への理解が進んできたと思うか。(単数回答 回答者総数:504人)



同じ調査で明らかのように、障害者福祉に関心のある人は、「自分自身の問題として」又は「社会的な問題として」を合わせると 9 割近くに上っていましたが、障害に関する言葉について知っている人は、「パラリンピック」と「身体障害者手帳」を除くと半数以下であり、言葉を知ってもらう施策から必要であるといえます。

平成 29 年の、障害のある人などに対して実施したアンケート調査で、市が障害者施策充実のために力を入れる必要があることとして挙げられたものは、知的障害と発達障害では「入所施設の整備」や「住まいの場の確保」、更に発達障害では、「障害者雇用」「就労支援」、身体障害と難病患者では「建物や道路のバリアフリー化」などと障害別に特徴がありました。

また、地震などの災害時に困ることとしては、知的障害と発達障害、高次脳機能障害では「助けを求めることができない」「安全なところまで避難することができない」「避難場所がわからない」、更に知的障害と発達障害では「被害状況、食料配給場所などの必要な情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」も多くなっていました。一方、難病患者では「投薬や治療が受けられない」が多いという特徴がみられ、障害の種類に応じたきめ細かい対応の必要性が示されています。

目標

障害者福祉に関心のある人が、更に一歩進んで障害についての理解が進むよう努めます。

障害のある人だけでなく、全ての市民が快適に過ごせるまちづくり、バリアフリー化を計画的に推進します。

災害発生時に備え、障害種別に応じた支援体制の整備を進めます。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1 バリアフリーの生活環境整備2 災害時及び緊急時支援・防犯対策の推進3 地域支援体制の整備4 障害や障害のある人についての理解の促進
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

市内の公共的施設や集客施設等や公園・道路などの生活・移動環境について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた点検を行い、「公共施設等マネジメント計画」に基づき、バリアフリー化を推進します。

7-1 公共施設等のバリアフリー化

- 「公共施設等マネジメント計画」にユニバーサルデザインの推進方針を盛り込み、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化に努めます。また、管理施設については、バリアフリー化状況を点検し、利用状況や社会情勢を鑑み検討・実施します。

7-2 投票会場のバリアフリー化

- 障害のある人や高齢者等投票する人のためにスロープを取り付けるなどバリアフリー化に努めます。

7-3 道路・交通安全対策の推進

- 道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設、障害のある人専用信号機の設置要請など障害のある人の移動環境の整備、安全対策を推進します。

施策の方向2 災害時及び緊急時支援・防犯対策の推進

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、「地域防災計画」に基づいて、避難訓練の実施や避難場所の周知など、災害発生に備えた体制の整備に努めるとともに、実際の避難支援の際の基礎となる避難行動要支援者¹¹名簿の管理を推進します。

緊急時に障害のある人が速やかに必要な支援を受けられるような環境の改善に努めます。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含む様々な犯罪にあわないように、関係機関と連携した注意喚起のための広報・啓発を行います。

7-4 地域防災計画の推進

- 「地域防災計画」の改訂の際に、災害時の障害のある人の支援対策を推進するとともに、障害のある人への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。

7-5 避難行動要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者名簿の定期的な点検・更新による最新版管理を行います。「地域防災計画」の改訂の際に、個別の「避難支援プラン」の作成を検討します。福祉避難所運営マニュアルの作成を検討します。

7-6 緊急通報システム NET119 の普及啓発

- NET119 は、通話での通報が難しい方のための、携帯電話またはスマートフォン等のインターネット機能を利用して119番（消防機関）へ通報できるシステムです。システムの利用登録の普及啓発に努めます。

7-7 防犯対策の推進

- 「消費生活センター」と連携して、障害のある人が悪徳商法などによる消費者被害やトラブルにまきこまれないように広報・啓発を行います。

¹¹ 避難行動要支援者：高齢者や障害者など、災害発生時に自ら避難することが困難な人のこと。平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、名簿は災害発生時の避難支援など実施する際の基礎とされる。

施策の方向3 地域支援体制の整備

障害のある人に関する福祉施策の推進にあたり、日常生活自立支援事業やボランティアセンターの運営などで重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、障害者福祉に関する様々な活動の振興を図り、地域の住民の理解と協力に基づく支援体制の充実に努めます。

7-8 社会福祉協議会との連携

- 日常生活自立支援事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。平成30年度からは、生活困窮者自立支援事業の任意事業である学習支援事業を開始しています。

7-9 ボランティア活動の振興

- ボランティア育成のための研修会や交流会を開催し、多様なボランティア活動の振興に努めます。
- ボランティア講座として目的別に開催し、体験講座等を通じて市民の障害に対する理解を深めます。

7-10 障害者団体等の活動の振興

- 自発的活動支援事業に基づき、各障害者団体が行うピアサポート事業等に対して、補助金を交付します。

施策の方向4 障害や障害のある人についての理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国や県の各種のイベントと連携し、広報やホームページを活用して障害や障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。また、ヘルプマーク等の周知に努めます。

7-11 障害者理解についての啓発・広報の推進

- 障害者週間（12月3日から9日まで）や共生社会についての周知とともに、市広報・ホームページ等により日常的に障害のある人の理解のための広報・啓発を推進します。
- ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。ヘルプマーク等の周知に努めます。

第5章 計画の推進

1 関連機関・団体等の連携・協力の推進

(1) 庁内連携

本計画は、福祉、保健医療、教育、雇用、生活環境、まちづくりなど、多岐の分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、関連する庁内部課等の相互の連携強化に努めます。

(2) 障害福祉圏域・国・県機関等との連携

広域的に行う福祉サービス基盤の整備や、高い専門性が求められる事業等については、筑西・下妻障害福祉圏域内市町（下妻市・筑西市・結城市・桜川市・八千代町）をはじめ、近隣自治体との連携、ハローワーク、児童相談所、保健所など国・県機関等との連携を推進します。

(3) 市内にある団体等との連携・協力

本市の福祉行政と密接な関係にある下妻市社会福祉協議会をはじめ、障害のある人に関わる団体や事業所、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体などとの連携を推進します。

2 計画の進行管理

この計画は、第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画の内容を含むものとなっていることから、進捗状況については、「PDCA サイクル」による同計画の進捗状況の点検・評価と合わせて行うものとします。

資料編

1 計画策定の経過

実施時期	内容
平成30年 8月16日(木) ~9月7日(金)	下妻市障害者福祉アンケート調査実施
平成30年10月	下妻市障害者計画策定に向けた関係機関ヒアリング実施
平成30年11月 1日(木)	第3期下妻市障害者計画第1回策定委員会
平成30年12月27日(木)	第3期下妻市障害者計画第2回策定委員会
平成31年 1月25日(金) ~2月15日(金)	パブリックコメント実施
平成31年 2月27日(水)	第3期下妻市障害者計画第3回策定委員会

2 下妻市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画の策定に当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、関係者から広く意見を聴取することを目的とした下妻市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 計画策定のための協議に関すること。
- (3) 計画の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉関係団体代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関代表
- (4) 障害者及びその家族
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

3 下妻市障害者計画等策定委員会委員名簿

下妻市身体障害者相談員	服 部 佳 子
下妻市知的障害者相談員	山 口 三枝子
地域活動支援センター「煌」	戸 塚 秀 樹
障がい相談支援事業所 藍藍	百 戸 秀 子
下妻市中心身障害者福祉センター「ひばりの」	沼 田 亨
社会福祉法人みどり会「マルニカレッジ」	増 山 剛
下妻地方地域活動支援センター「菜の花」	山 田 紀美子
特定非営利活動法人「夢工房おおぞら」	角 田 茂 雄
あやとりハウス下妻	小 橋 栄 次
茨城県常総保健所	高 田 由美子
訪問看護ステーションしもつま	柳 橋 みどり
茨城県立下妻特別支援学校	牛 久 厚 子
下妻市教育委員会指導課	大 塚 英 克
障害者就業・生活支援センター「なかま」	渡 辺 学
筑西公共職業安定所下妻出張所	高 橋 和 子
下妻市社会福祉協議会	田 中 則 昭
下妻地方家族会	添 野 幸 子
茨城県筑西児童相談所	小松崎 直 人
下妻市家庭児童相談室家庭相談員	鳩 貝 雄
茨城県ポーターシ協会	谷 島 邦 雄

第3期下妻市障害者計画

発行日 平成31年3月

発行 下妻市

〒304-8501 茨城県下妻市本城町2-22

電話 0296-43-2111（代表）